

改正案

現行

<p>（温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所等）</p> <p>第四条 条例第五条の六に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所として規則で定めるものは、燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給を受けたものを除く。）の前年度の使用量（住居の用に供する部分で使用されたものを除く。）を地球温暖化対策指針に定める方式により原油の数量に換算したものが千五百キロリットル以上である事業所とする。</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>第四条の二から第四条の五まで （現行のとおり）</p> <p>（計画の中止の申請）</p> <p>第四条の六 条例第七条の四第一項に規定する規則で定める計画書提出事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。</p> <p>一 事業活動の縮小により条例第七条の四第一項に規定する中止の申</p>	<p>（温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所等）</p> <p>第四条 条例第五条の六に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。</p> <p>一 燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）の前年度の使用量（住居の用に供する部分で使用されたものを除く。）をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第三条に規定する方式により原油の数量に換算したものが千五百キロリットル以上である事業所</p> <p>二 電気（再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給を受けたものを除く。）の前年度の使用量（住居の用に供する部分で使用されたものを除く。）が六百万キロワット時以上である事業所</p> <p>2 （略）</p> <p>第四条の二から第四条の五まで （略）</p> <p>（計画の中止の申請）</p> <p>第四条の六 条例第七条の四第一項に規定する規則で定める計画書提出事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。</p> <p>一 事業活動の縮小により条例第七条の四第一項に規定する中止の申</p>
---	--

<p>請をしようとする年度の前年度まで三箇年度連続して第四条第一項に規定する要件に該当しなかった事業者</p> <p>二 事業活動の廃止により条例第七条の四第一項に規定する中止の申請をしようとする年度において第四条第一項に規定する要件に該当しなくなることが確実な事業者</p> <p>三 (現行のとおり)</p> <p>2及び3 (現行のとおり)</p>	<p>請をしようとする年度の前年度まで三箇年度連続して第四条第一項各号に掲げる要件に該当しなかった事業者</p> <p>二 事業活動の廃止により条例第七条の四第一項に規定する中止の申請をしようとする年度において第四条第一項各号に掲げる要件に該当しなくなることが確実な事業者</p> <p>三 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>
---	---

附 則

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 平成十八年度における都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第五条の六の規定による排出概況確認書の提出については、この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の二第一項中「四月末日までに」とあるのは、「五月末日までに」とする。